

第二章 都市づくりの課題

II-1 都市計画を巡る状況

■都市再生特別措置法の改正

我が国全体で、高齢化や人口減少が見込まれる中で、従来から標榜されてきたコンパクトなまちづくりが一層重要になっています。

平成 26 年 8 月 1 日には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、都市計画法も一部改正されています(特定用途誘導地区及び居住調整地域)。そして、この改正の中では、市街化区域において、拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる地方都市の現状や、大都市での高齢者の急増等を背景に、都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じ、市町村によるコンパクトなまちづくりの実現が期待されています。

■地域間競争の顕在化と魅力づくり・発信力強化の必要性

我が国は、人口減少が現実となる人口構造に変化しており、平成 26 年 5 月に「日本創成会議人口減少問題検討分科会」から発表された、「消滅可能性都市」には、大きな関心が寄せられました。また、産業面においては、製造業でのグローバル化の進行、農業・サービス分野では T P P 参加交渉、商業分野では外国資本の流入等が進んでいます。このような人口、産業等に関しては、社会が成長から成熟に移行する中で地域間競争が顕在化しています。そのため、自治体のポテンシャルを客観的に評価するとともに、魅力の向上・発信力の強化が必要となっています。

■持続可能な都市づくりに向けた都市経営の視点の必要性

社会経済状況の変化に伴い都市計画制度も変化しています。特に都市計画制度の基本的な視点が、「無秩序な市街化の抑制と計画的市街化」から「拡散型からコンパクトなまちづくり」へ変化する中で、都市計画や開発許可に関する「権限委譲」が進み、「地域の判断」が重要となっています。また、インフラに関する長寿命化も大きな論点となっていますが、人口減少等に伴い大きな財源の伸びが見込めない中で、新規投資と維持管理費用のバランスを考慮しながら、確実に実行できる都市計画の枠組みづくりが必要となります。

■暮らしの安全・安心の基盤となる施策の必要性

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災以降、市民の防災に対する関心の高まりがみられています。また、日常生活における防犯・防災についても、少子高齢化、地域コミュニティの変化等から生活空間における安全安心の環境づくりが求められるようになってきています。そのため、生活道路や排水施設等の基本的な基盤施設整備を計画的に進めることが必要です。

また、生活の安全・安心については、少子化、高齢化に伴い公共交通の維持・活性化も重要な論点と考えられます。公共交通については、既に取り組んでいる施策ではありますが、今後は利用者の利便性確保と効率化を図るため、都市計画として取り組む事項を検討する必要があります。

■第 30 次地方制度調査会答申「地方中枢拠点都市」

平成 25 年 6 月の第 30 次地方制度調査会答申では、「地方中枢拠点都市」が示されています。

これは、人口 20 万人以上で昼夜間人口比率が 1 以上の都市を「地方中枢拠点都市」として位置づけ、都市機能を集約し、近隣都市とのネットワークによって地方圏域ごとに地方の活力を高めていくというものです。本市に隣接する水戸市についても「地方中枢拠点都市」の要件を満たす都市となっており、これらの動きを踏まえつつ、本市の位置づけや役割の検討が必要です。

II - 2 那珂市都市計画マスタープランの課題

課題－1 集約と連携を意識した都市づくりの推進

本市は、水戸・勝田都市計画区域を構成しています。前項で示した「都市再生特別措置法」の改正、「地方中枢拠点都市」を含む第 30 次地方制度調査会答申や、人口減少、少子化・高齢化という社会動向を考慮すると、基盤整備の効率化や持続可能性を高めるための集約的な都市づくりとともに、都市の役割を明確にしつつ周辺都市との連携による機能的な都市づくりが求められることから、本市が目指す都市像を考慮しつつ、都市計画制度の適切な運用を図り、事業を着実に進めることが重要です。

課題－2 持続可能な都市の構築に向けた基盤整備の推進

都市計画制度の方向性としては、「コンパクトシティ」に象徴されるように、成長・拡大型から成熟・集約型の都市づくりとなっています。

本市では、大きく菅谷市街地と瓜連市街地という住居系市街地を有しています。このうち菅谷市街地は、JR 水郡線や国道 349 号バイパスを軸とした東西約 2 km、南北約 3 km のコンパクトな市街地であり、土地区画整理事業による基盤整備が行われるとともに、地区計画による誘導型の基盤整備が進められています。また、都市計画道路や両宮遊歩道の整備も進むなど、生活環境の向上が図られつつあります。

一方、瓜連市街地では、国道 118 号沿道での生活利便機能の集積が進んでいるものの、駅北側の古くからの市街地では、生活利便機能の空洞化が懸念されています。

このような住居系市街地は、人口の受け皿として期待されることから、計画的な基盤整備を進めるとともに、駅周辺での交通結節機能や自転車歩行者環境の整備等の今日的テーマに対応した基盤整備が必要です。

課題－3 ～都市と田園～ 2つの要素の調和を図る都市計画の構築

前計画において、水戸・勝田都市計画区域を構成する一方で、県北地域への玄関口としても位置づけられる都市であり、県央・県北圏域での都市と農村・自然等の異なる機能が共存する都市づくりが求められることを課題として設定しました。

近年の社会動向をみると、高齢化や人口減少への対応という視点からも、都市と田園の共存という視点が求められます。具体的には、集落部における人口減少や集落機能の停滞等への対応であり、生活の拠点である既存市街地との連携を確保するとともに、既存の田園環境との調和を図りながら、集落機能の維持・保全に対する施策も必要と考えられます。

課題－4 社会的な関心の高まりに対応した都市施策の位置づけ

近年の都市施策では、市街地や道路、供給処理施設等の整備に加え、公共交通や防災といった施策の充実が求められています。本市においても、「那珂市公共交通連携計画」の策定や「地域防災計画」の改訂が行われていますが、本計画の見直しにおいてはこれらの計画との整合を図り、公共交通や防災等、社会的に関心が高まっている施策に対応した都市計画や事業のあり方を検討することが必要です。

課題－5 住民との協働によるまちづくり体制の強化

本市では、「那珂市地区街づくり条例」の制定や、道路の維持管理への住民参加等、都市づくりの分野における住民参加が進められています。

都市計画制度の運用においては、市町村への権限委譲や計画づくりへの住民参加が進められていますが、活用される都市計画制度についても、地区計画に代表されるように住民に身近な都市計画が増加しており、既存市街地と田園環境の共存のためには、市街地内の整備だけでなく市街化調整区域における開発等についても、住民の視点が重要になることが考えられ、既存制度の適切な運用を図るとともに、住民との協働に向けた体制強化が必要です。